

どうなる？ 保険証

国民健康保険
後期高齢者
医療保険

健康保険証の 廃止について

12月2日以降
健康保険証の新規発行は廃止されます。

マイナンバーカードと健康保険証(以下、保険証)が一体化し、マイナ保険証(保険証利用登録されたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行します。

お持ちの保険証は 捨てないで

お手元にある保険証は、
有効期限まで利用できます。

12月2日時点で、お手元にある保険証は有効期限(最長で来年7月31日)まで使用できますので、廃棄しないでください。

マイナ保険証がなくても 受診できます

これからはマイナ保険証または
資格確認書で医療機関を受診できます。

12月2日以降に国民健康保険などに加入する場合や保険証再発行手続きをした場合、保険証に代わり、下記の書類(①または②)を交付します。なお、有効期限内の保険証をお持ちの人には、有効期限が切れる前に下記の書類(①または②)を郵送します。※申請不要

利用登録済みのマイナ保険証をお持ちですか？

はい

いいえ

「資格情報のお知らせ①」を交付

※A4サイズ

「資格情報のお知らせ」は、負担割合等、年度ごとに変更になる情報が記載されています。

「資格確認書②」を交付

※国民健康保険はカード型、後期高齢者医療はハガキ型

「資格確認書」は、氏名・生年月日・被保険者等記号番号・負担割合(70歳以上)等、医療機関を受診する際に必要な情報が記載されています。

※ 令和7年1月から8月の間に75歳になる人には、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書を送付します。

詳しくは市ホームページをご覧ください

※勤め先の医療保険に加入中の人は、勤め先へご確認ください。



国民健康保険
はこちら



問い合わせ 保険課保険年金係 TEL:25-2113

後期高齢者
医療保険は
こちら

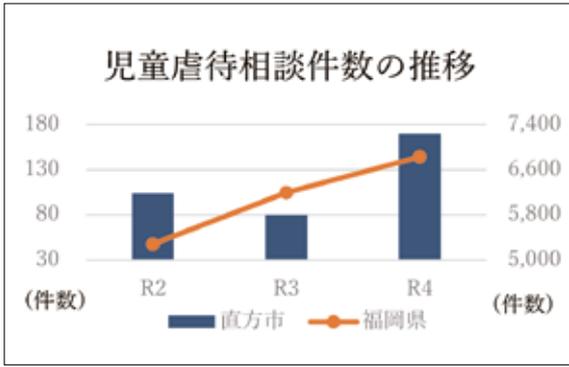


問い合わせ 保険課高齢者保険料係 TEL:25-2116

秋のこどもまんなか月間「児童虐待防止推進」

児童虐待の現状

児童虐待に関する相談件数は全国的にも増加傾向にあり、子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶たない等、深刻な状況が続いています。令和4年度の児童虐待相談件数は、福岡県は6,828件、直方市は170件となっています。親から子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰によらない子育てを進めていくために、地域の方々の協力が不可欠です。些細なことでも気になる子どもがいたら、迷わず子育て・障がい支援課までご連絡ください。



ヤングケアラーをご存じですか？

(出典)こども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーについて」より引用



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯等の家事をしている。



家族に代わり、幼い子どもの世話をしている。



障がいや病気のある子どもに世話をしている。



目を離せない家族の見守りや声かけ等の気づかいをしている。



日本語が第一言語ではない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患等、慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」をいいます。子どもが家事や家族の世話をすることが、本人は悪いことではありません。しかし、ヤングケアラーが担うものには、本来、大人が担うと想定される家事や家族の世話等が含まれ、その責任や負担は非常に重いものです。それによって子どもがやりたいことができず、学業や友人関係に影響が出てしまうこともあります。もし、ケアに携わる子どもが、ストレスや孤独を感じる、自分の時間が取れない等と感じている場合、それは子どもの権利が守られていない可能性があります。中にはそうした影響を感じながらも、自身がヤングケアラーであることに気づいていないこともあります。こうしたヤングケアラーと呼ばれる子どもを多くの方々に知っていただき、子どもの中には、家族の世話等を理由に、子どもの成長や生活に影響を与えネグレクトや心理的虐待に至っている場合があることを認識することが必要です。

ケアによる影響について

家族をケアすることで生まれる素晴らしい価値がある一方で、適切な支援がなく、多くの負担・責任が子どもにのしかかった場合、生活・健康・その後の人生等にマイナスの影響が生じる可能性があります。

良い面

- 料理や掃除等の実践的な生活スキルが身に付く
- 障がいや病気への知識・理解を得る

悪い面

- 教育の機会を逃す(遅刻・欠席等)
- 心身の健康を害する(睡眠不足・疲労感・イライラしたりする等)

「ケア」と「お手伝い」の違い

- 年齢や成長段階に見合わない負担や責任を負う
- 日常生活に支障があるほど長時間にわたる

ものであり相手の生命・生活・健康を支えるケアは「お手伝い」という言葉でおさまりません。

児童虐待から子どもを守るためにも地域の方の気づきや声掛けが大切です！

○子育て・障がい支援課児童家庭係 こどもの相談窓口 TEL:0949-25-2133

○「虐待!?!」と思ったら 児童相談所虐待対応ダイヤル24時間受付 TEL:189(いちはやく)